

令和8年

第2回市議会定例会 決議案第1号

(仮称) 函館寅沢風力発電事業に関する決議

上記の決議案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和8年6月11日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

提出者	函館市議会議員	吉田崇仁
同	同	浜野幸子
同	同	工藤恵美
同	同	出村ゆかり
同	同	茂木修
同	同	松宮健治
同	同	工藤篤
同	同	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝
同	同	板倉一幸
同	同	道畑克雄
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	山口勝彦
同	同	中山治
同	同	佐藤留義
同	同	芝井穰
同	同	池亀睦子
同	同	小林芳幸
同	同	荒木明美

同
同
同
同
同

同
同
同
同
同

川 崎 啓 太
野 沢 友 志
高 橋 千 晶
見 付 宗 弥
島 昌 之

(仮称) 函館寅沢風力発電事業に関する決議

現在、本市において手続きが進められている「(仮称) 函館寅沢風力発電事業」について、市民の間からは、生活環境への影響や水資源の枯渇、さらには本市が誇る貴重な自然・歴史的財産の破壊を危惧する切実な声が多数寄せられている。

本市議会民生常任委員会において、本事業の環境影響評価方法書の記載内容と「函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン」の規定を客観的に対比・検証したところ、水源涵養保安林の保全、下流域における洪水・土砂災害リスク、生態系への影響など、市民生活の安全・安心を根底から脅かす深刻な不備が次々と明らかとなった。本計画は、ガイドラインの根本理念である「地域との共生」から著しく逸脱していると言わざるを得ない。

さらに、短期間のうちに市内外から3万筆を超える撤回要求の署名が集まった事実は、地域住民の抱く危機感と怒りの強さを示す明確な民意である。市民の生命・財産、割譲できない歴史的財産を一企業の経済的利益のために犠牲にすることは、本市の未来に対し重大な禍根を残すものであり、到底容認できるものではない。

よって、函館市議会は、生活者目線に立ち、市民の安全な生活環境と豊かな財産を守り抜くため、次の事項の実現を強く求めるとともに、市長においては、北海道知事へ提出する「市長意見」において、本市議会のこの断固たる決意を全面的に反映し、事業者に対して厳格かつ毅然とした対応をとるよう強く求める。

記

- 1 下流域における洪水・土砂災害リスクの再検証と「命の水」の保全
事業実施区域は本市の重要な水源地である亀田川・松倉川の上流域(水源涵養保安林)であり、かつ土砂災害警戒区域に該当している。大規模な森林改変(保水力の低下)が下流域にもたらす「洪水リスク」の定量的かつ科学的な調査・予測を徹底し、市民の生命に直結する災害リスクへの対策を完全に講じること。また、水源涵養機能の低下な

どが及ぼす水源の水質への影響を調査・予測し、市民の「命の水」を保全すること。

2 生態系（ヒグマ等の逃避）および騒音・低周波音に関する影響評価の厳格化

大規模な森林改変や騒音により生息域を追われたヒグマが、市街地や住宅街へ流入する「人里への出没・人的被害リスク」について広域的な予測・評価を行うこと。また、巨大工作物による動的景観や、谷状地形における低周波音の反響・増幅がもたらす健康被害への懸念に対し、市民の不安を払拭する詳細な調査を行うこと。

3 「正誤表」による事後修正の是正と手続きの透明性・正当性の確保

縦覧期間終了直前になって「正誤表」を提出し、当初「除外した」と説明していた土砂災害警戒区域や最高ランクの重要自然環境（植生自然度10）の範囲を、事後的に「事業区域に含まれる」と修正した不誠実な対応は、市民の適正な意見形成を妨げる行為である。環境アセスメントの透明性と手続きの正当性を著しく損なうものであり、計画を根底から再検証すること。

4 世界遺産の歴史的景観および縄文文化・古環境アーカイブの完全保全

最大高さ195メートルに達する巨大風車の林立や夜間の航空障害灯の明滅は、世界遺産「史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡」が持つ、当時のままの自然を背景とした「歴史的景観の真正性」を著しく阻害するものである。また、事業実施区域周辺の「アヤメ湿原」等は、縄文人が生きた気候や自然環境の記録が未破壊のまま保存されている、北日本において極めて貴重な「古環境アーカイブ（地球のタイムカプセル）」であり、人類共通の財産を破壊から守る厳格な配慮を行うこと。

5 水源涵養保安林解除における「公共性・公益性」の厳格な比較検証とゼロベースの再検討

地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー事業の推進には一定の公共性・国策としての側面があるものの、それは他地域での展開など別の手法によって代替が可能な公益である。一方

で、保安林が有する「市民の命の水を育む水源涵養機能」および「下流域の洪水・土砂災害を防止する機能」は、代替不可能なその土地固有の絶対的な公共利益である。

本事業は、純然たる民間投資ビジネスとしての性格が強く、その事業活動による受益が特定の私企業に帰属するものである。安全性が担保されないまま、森林改変による水資源の枯渇や災害リスクの増大といった深刻な不利益のみを地域住民へ一方的に強いる本計画は、法的に保護された保安林を大規模に解除してまで優先すべき「高い公益性」を担保しているとは到底言い難い。よって、代替地の検討を含め、計画をゼロベースで再検討すること。

6 現行計画の事実上の白紙撤回を含めた抜本的な見直し

以上の通り、現行の方法書および事業計画には致命的な欠陥が存在し、かつ手続き上の正当性にも強い疑義がある。

事業者は、市民の声を真摯に受け止め、現行計画の事実上の白紙撤回を含めた抜本的な見直しを行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月 日

函 館 市 議 会